

# 喜界町農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時：平成29年 7月20日（木）  
午前 9時00分～午前 10時00分
2. 開催場所：役場内会議室
3. 出席農業委員：（11人）
4. 欠席農業委員：（0人）
5. 出席推進委員：（5人）
6. 欠席推進委員：（0人）
7. 議事日程
  - 第1 農業委員会会長の互選について
  - 第2 議席の決定について
  - 第3 議事録署名委員の指名について
  - 第4 農業委員会副会長の互選について
  - 第5 農地利用最適化推進委員の選任について
  - 第6 議案第1号 平成29年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について
8. 農業委員会事務局職員（3人）

## 9. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>本日は、農業委員改選後最初の総会でありますので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規程により、出席委員のうち年長の委員が議長の職務を行うこととなっております。</p> <p>つきましては、出席されている委員で「弘岡委員」が年長の委員でありますので、「弘岡委員」は臨時議長席をお願いいたします。</p>
臨時議長	<p>ただいま、紹介のありました「弘岡」です。</p> <p>地方自治法の規定に基づき、臨時に議長の職務を行います。</p> <p>本日、出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年度第1回喜界町農業委員会臨時総会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>「仮議席」を指定いたします。仮議席は、ただ今着席している議席を仮議席として指定いたします。</p> <p>本日の日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>詳細につきましては、事務局に説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>お手元に配布してありますとおり、日程第1「農業委員会会長互選」の件につきましては、臨時議長が行い、以降の日程につきましては新会長が議長となり、議事の進行を行うこととなります。</p>
臨時議長	<p>日程第1、農業委員会会長互選の件を議題とします。</p> <p>互選は、投票が原則ですが、「指名推薦があった場合、全委員が同意すれば必ずしも投票する必要はない。」とあります。いかがいたしましょうか。</p>
仮11番	<p>久永委員を推薦いたします。</p>
臨時議長	<p>ただいま、吉岡委員から久永委員を会長にとの推薦がありましたが、久永委員を会長とすることに同意される委員の皆さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>【全委員からの同意の挙手あり】</p>
臨時議長	<p>久永委員を会長に選任することに全委員の同意がありましたので、喜界町農業委員会会長に久永委員が決定しました。</p> <p>選任されました新会長に就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
新会長	<p>「皆さん、おはようございます。まず、自らが農業委員となることは予想もしておりませんでした。地域からの推薦がありましてお受けした次第です。また、こうして全委員の同意を得て会長という役職に就任させていただきましたが、右も左も分からないところからのスタートで</p>

臨時議長	<p>す。委員の皆様そして農業委員会事務局のご協力を賜りまして大船に乗った気持ちで一生懸命頑張ります。よろしくお願い致します。」</p> <p>新会長が決定しましたので、私の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
------	---

発言者	発言内容																								
事務局	会長に就任されました久永会長、議長席へお願いいたします。																								
議長	早速、議事を進めます。 日程第2「議席の指定」を行います。																								
事務局	<p>議席は、会議規則第7条の規定により、あらかじめ決定しておりますので、各委員の議席番号を事務局に朗読をお願いいたします。議席を朗読いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">1番</td> <td style="width: 40%;">弘岡 稲子</td> <td style="width: 10%;">7番</td> <td style="width: 40%;">吉岡 強</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>禎 正利</td> <td>8番</td> <td>益田 豊一</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>久永 照光</td> <td>9番</td> <td>晴峯 武洋</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>竹本 欣弥</td> <td>10番</td> <td>麓 義信</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>澄岡 美和子</td> <td>11番</td> <td>永野 保</td> </tr> <tr> <td>6番</td> <td>楨 清志</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>以上のとおりです。</p>	1番	弘岡 稲子	7番	吉岡 強	2番	禎 正利	8番	益田 豊一	3番	久永 照光	9番	晴峯 武洋	4番	竹本 欣弥	10番	麓 義信	5番	澄岡 美和子	11番	永野 保	6番	楨 清志		
1番	弘岡 稲子	7番	吉岡 強																						
2番	禎 正利	8番	益田 豊一																						
3番	久永 照光	9番	晴峯 武洋																						
4番	竹本 欣弥	10番	麓 義信																						
5番	澄岡 美和子	11番	永野 保																						
6番	楨 清志																								
議長	ただいま、事務局から朗読のありました「議席」を指定いたします。																								
議長	日程第3、議事録署名委員の指名をいたします。今期臨時総会の署名委員は、会議規則第120条の規定により、議長において1番 弘岡委員、2番 禎委員を指名いたします。会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。																								
議長	<p>日程第4、農業委員会副会長互選の件を議題とします。</p> <p>互選は、投票が原則ですが、「指名推薦があった場合、全委員が同意すれば必ずしも投票する必要はない。」とありますが、いかがいたしましょうか。</p>																								
6番	吉岡委員を推薦いたします。																								
議長	<p>ただいま、楨委員から吉岡委員を副会長にとの推薦がありましたが、同意される委員の皆さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>【全委員からの同意の挙手あり】</p>																								
議長	<p>吉岡委員を副会長に選任することに全委員の同意がありましたので、喜界町農業委員会副会長に吉岡委員が決定いたしました。</p> <p>選任されました新副会長に就任の挨拶をお願いいたします。</p>																								

副会長	<p>【おはようございます。ご推薦いただきまして誠にありがとうございます。よろしく願いいたします。】</p>										
	<p>日程第5、農地利用最適化推進委員選任の件を議題とします。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>平成27年の農業委員会法改正に伴い、農地利用最適化推進委員を新設することとなりました。農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、推進委員を委嘱しなければならないと定められています。</p> <p>今回、旧小学校区を5単位で分けて推薦・募集を行った結果、定数5名に対し、5名の候補者の推薦がありました。つきましては、総会にて推進委員の選任・委嘱をお願いしたいと思います。</p> <p>詳細につきましては、お配りしている資料に記載しております。 【推薦があった候補者は以下の通り】</p> <table border="1" data-bbox="475 887 868 1104"> <tr> <td>1</td> <td>田畑 武八</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>薫 勇治</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>永 政幸</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>保科 一美</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>豊 富喜雄</td> </tr> </table> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【質問、意見なし】</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。日程第5、農地利用最適化推進委員選任の件について、原案の通り一括承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成ですので、日程第5農地利用最適化推進委員選任の件については原案の通り決定いたしました。</p>	1	田畑 武八	2	薫 勇治	3	永 政幸	4	保科 一美	5	豊 富喜雄
1	田畑 武八										
2	薫 勇治										
3	永 政幸										
4	保科 一美										
5	豊 富喜雄										

発言者	発言内容
会長	<p>続きまして、農地利用最適化推進委員へ委嘱状の交付を行います。</p> <p>【選任された5名の農地利用最適化推進委員へ委嘱状の交付】</p>
会長	<p>これからの本町の農地等利用の最適化について、農業委員と二人三脚となり、推進をお願いいたします。</p> <p>以上で委嘱状の交付を終了いたします。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>次に、議案第1号「平成29年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地パトロールは平成11年から続いている農業委員会組織の運動的取り組みで、毎年1回、8月頃に定めて地域の農地利用を総点検する活動です。現在は、農地法第30条第1項に基づく利用状況調査に位置づけて実施している義務的業務です。</p> <p>調査は、喜界町管内全ての農地を確認いたします。なお、今年度より新体制となったことにより農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり取り組むことが必要です。</p> <p>そこで今回、計画的に取り組むために農地パトロールの実施要領を定め総会にて決定したいと思っておりますのでご審議方よろしくをお願いいたします。</p> <p>【農地パトロールの実施要領（案）を朗読・説明】</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問ご意見等はございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。それでは、議案第1号につきまして採決いたします。議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
事務局	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもって平成29年第7回喜界町農業委員会臨時総会を閉会いたします。

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員                      弘岡 稲子

議事録署名委員                      禎 正利

町 長	副町長	総 務 課		主 管 課			
		課 長	補 佐	課 長	補 佐	係 長	係

## 会議・検討会報告書

会議名：第4回しま興し祭り実行委員会（第1回協議）

開催日：平成19年4月24日（火） 研修室 PM1：30～2：00

参加者 産業振興課 課長 藤本 安満

補佐 嶺岡 寿一

主幹 愛津 克浩

生涯学習課 補佐 岩松 利和

保健福祉課 課長 基井 宏信

補佐 金江 茂

補佐 幸田 泉男

建設課 補佐 久保 一丸

計 8名

## 協議内容

1. 開催日 平成19年6月23日（土）

2. 各責任分担 総括担当課 産業振興課  
公演担当課 保健福祉課 講師紹介も含む。  
舞台発表課 生涯学習課

3. 準備等 各課2名ずつ召集する。

4. その他 駐車場責任 建設課  
※駐車場にもテントを設置する。

5. フリーマーケットについては、昨年食中毒が発生しているため、対策や実施については、保健所に確認をすること。

6. 次回検討会 5月14日（月）PM2：00～

7. 各部門推薦の提出期日は、6月10日ごろまで（6/11 月）

町 長	副町長	総 務 課		主 管 課			
		課 長	補 佐	課 長	補 佐	係 長	係

## 会議・検討会報告書

会議名：しま興し祭りにおけるフリーマーケット飲食物について。

開催日：平成19年4月25日（木） 産業振興課 AM 9：00～

参加者 県保健所 向井技術主査  
産業振興課 課長・愛津

### 協議内容

平成18年度しま興し祭りにおいて「食中毒」が発生したため、平成19年度におけるフリーマーケットイベント開催に向けての取り扱いなど県保健所と事前協議

平成18年度の申請等一連書類により、販売許可等の問題点と町の方向性を協議した。

1. しま興しにおけるフリーマーケットにおいては、家族構成によるバザー届けによる販売許可とはことなり、決まった町など行政等機関によるイベント会場で、決まった開催期日間の許可である簡易的な臨時許可の範囲となる。
2. 原則 無許可で食べ物製品持ち込み（自宅製造）は許可できない。  
ただし、製品登録をされているものは、衛生上問題ない。
3. 露天（屋外）で野菜などの包丁作業・調理は認められない。ただし、できた食品を熱処理、調氷（カキ氷）は許可を得た場合可能。
4. 食べ物を扱う場合、事前に保健所に相談する。（場合によると検便と調理者や販売者の名簿も提出する。）申請名簿以外の参加を規制する。
5. 当日は、町としても専属の責任者を配置するとともに、保健所も確認作業を行う。（保健所 OK）
6. 申請方法（シュミレート）は連休明けにも相談する。